

岩手県告示第897号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成18年岩手県告示第685号）で告示した山田湾加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成21年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也